

外郭団体に関する特別委員会の運営について（案）

1. 委員会の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 3 項に規定する市の出資法人に関し、その運営の実態を把握するとともに、事業効果について調査する。

2. 基本的な運営方法

（1）委員会が審査の対象とする団体は別紙のとおりであり、審査事項は次のとおりとする。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業の進捗状況
- ③ 決算
- ④ その他重要な事項

（2）各団体について、所管局から資料の提出を求め、説明を聴取し質疑を行う。

（3）委員会審査の過程において、資料提出を必要とするときは、委員会に諮ったうえで、これを要求する。

（4）事業の進捗状況等を調査するため、必要に応じて実地視察を行う。

（5）以上の調査により、特に詳細なる調査を要すると認められる団体については、さらに調査を行う。

3. 委員会への提出資料

（1）団体の概要

- ① 定款
- ② 設立年月日
- ③ 資本金（又は基本財産）
- ④ 本市の出資金（又は出捐金）及び債務保証額
- ⑤ 機構、社員数（又は職員数）及び役員名簿

（2）予算及び事業計画

- ① 予定損益計算書（又は収支予算書及び予定正味財産増減計算書）及び予定貸借対照表

② 事業計画書

(3) 決算

① 損益計算書（又は収支計算書及び正味財産増減計算書）及び貸借対照表

② 事業報告書

(4) その他

① 業務実績に関する評価委員会の評価結果（地方独立行政法人に限る。）

② 経営改善の取組状況その他委員会又は所管局が必要と認める事項

4. 委員会への出席者

委員会には、当該団体を所管する局部長の出席を求める。

また、現職局部長を派遣している団体については、当該派遣者の出席も求める。

別紙

外郭団体に関する特別委員会 令和4年度審査対象団体

法人名 (32団体)	所管局 (12局)
(公財) 神戸国際コミュニティセンター	市長室
(公財) 神戸医療産業都市推進機構	企画調整局
(公財) 計算科学振興財団	〃
神戸都市振興サービス(株)	〃
公立大学法人神戸市外国語大学	〃
(公財) 神戸市民文化振興財団	文化スポーツ局
(公財) 神戸市スポーツ協会	〃
(公財) こうべ市民福祉振興協会	福祉局
(一財) 神戸在宅医療・介護推進財団	健康局
地方独立法人神戸市民病院機構	〃
公立大学法人神戸市看護大学	〃
(公財) 神戸市産業振興財団	経済観光局
(一財) 神戸観光局	〃
(一財) 神戸農政公社	〃
(株) 神戸商工貿易センター	〃
(株) 有馬温泉企業	〃
(公財) 神戸いきいき勤労財団	〃
神戸市道路公社	建設局
(公財) 神戸市公園緑化協会	〃
神戸新交通(株)	都市局
神戸ハーバーランド(株)	〃
(株) 神戸サンセンタープラザ	〃
神戸高速鉄道(株)	〃
雲井通5丁目再開発(株)	〃
(株) こうべ未来都市機構	〃
(一財) 神戸住環境整備公社	建築住宅局
神戸航空貨物ターミナル(株)	港湾局
(株) 神戸フェリーセンター	〃
阪神国際港湾(株)	〃
(株) 神戸ウォーターフロント開発機構	〃
(一財) 神戸市水道サービス公社	水道局
(一財) 神戸市学校給食会	教育委員会

外郭団体に関する特別委員会 審査日程（案）

〔令和4年度〕

※審査順は未定

	日 程	内 容
1	7月20日（水）	委員会運営について 経済観光局（6団体）
2	8月4日（木）	建築住宅局（1団体） 港湾局（4団体）
3	8月16日（火）	市長室（1団体） 文化スポーツ局（2団体） 教育委員会（1団体）
4	8月26日（金）	福祉局（1団体） 建設局（2団体） 水道局（1団体）
5	9月5日（月）	都市局（6団体）
6	12月15日（木）	企画調整局（4団体）
7	12月23日（金）	健康局（3団体）